

江川環境美化・保全ボランティアグループ

江川奉仕橋かもクラブ定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この江川環境美化・保全ボランティアグループは、江川奉仕橋かもクラブといふ。

(事務所)

第2条 この江川奉仕橋かもクラブ(以下「会」)は事務所を徳島県吉野川市鴨島町知恵島 1209—6 に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この会は、江川ゆうねん(通称 ゆうねん)とその周辺の環境美化・保全活動を実施することにより、市民に親しまれる江川に「癒しの公園づくり」を目的とする。

(会の活動の種類)

第4章 この会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

(1) 環境保全を図る活動

(2) 持続可能なクールスポットとして癒しと健康作りの公園を目指す活動

(3) 青少年の育成を図る活動

(事 業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 江川ゆうねん流域の環境美化・環境保全事業

(2) 江川ゆうねん流域に関するクールスポット啓発、環境学習、交流事業

(3) 隣接する吉野川高等学校教職員や生徒やボランティア希望者との交流事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この会の会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人および団体

(2) 協力会員 この会の目的に賛同し、その事業を支援するために入会した個人および団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めず、代表に入会を申し込むものとする。代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

入会金は徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届が出たとき
- (2) 本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して3年以上会費が滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(択出金品の不返還)

第11条 既納の会費およびその他拠出金品は返還しない。

第4章 役員

第12条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 監事 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名

(選任等)

第13条 代表、監事は、総会において選任する。

2 副代表・事務局長・会計は、代表が任命する。

(職務)

第14条 代表は、この会を代表し、総会の議長を務め、また、その業務を総理する。

2 代表が欠けたときは事前に代表から指名されている副代表が代行する。

3 事務局長は事業に関する事務のとりまとめをする他、会計も兼ねる。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 役員の業務執行状況を監査すること
- (2) この会の財産状況を監査すること

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任または任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明

の機会を与えるなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えない認めたとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第5章 総会

(種別)

第17条 この会の総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

第19条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および収支予算並びにその変更

(5) 事業報告および収支決算

(6) 役員の選任または解任

(7) 会費の額

(8) 事務局の組織および運営

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 会員の半数以上が書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第21条 総会は、代表が招集する。

2 代表は、臨時総会の請求があったときは、その日から30日以内に招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日程、場所、目的および審議事項を記載した書面で少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、代表が務める。

(定足数)

第23条 総会は、正会員の半数以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(議決)

第24条 総会に於ける議決は、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定する者の他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

第 25 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由で総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時の場所

(2) 正会員の総数、出席者数(書面表決者または表決委任者数の付記)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および会議において選任された議事録署名者が署名、押印しなければならない。

第6章 役員会

(構 成)

第 27 条 役員会は代表、副代表、事務局長、会計をもって構成する。

(権 能)

第 28 条 役員会は、この定款で定めるほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 29 条 役員会は役員が必要と認めたときに代表が招集し開催する。

(議事録)

第 30 条 役員会の議事については、第 26 条に準ずる。

第7章 会計

(会計の構成)

第 31 条 会費、寄付金、助成金等で構成する。

(事業年度)

第 32 条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日で終わる。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 33 条 この会が定款を変更するときは、総会の出席者の過半数による。

(解 散)

第 34 条 この会は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする事業の成功が不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(合併)

第35条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員数の過半数を要する。

第9章 雜則

(細則)

第36条 この定款の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この会の設立した平成17年7月1日から施行する。
- 2 この定款は、平成21年4月1日より施行する。
- 3 この定款は、平成25年4月1日より施行する。
- 4 この定款は、平成27年4月1日より施行する。
- 5 この定款は、平成27年8月1日より施行する
- 6 この定款は、平成30年8月1日より施行する。
- 7 この定款は、令和2年8月1日より施行する。